

施設使用料の改定について

尼崎市の条例の一部改正に伴い、平成25年7月1日から市外利用者の施設利用に係る使用料が改定されることとなりましたので、お知らせいたします。

【改定内容】 **市外利用者**は通常料金の**1.5倍**

※ ただし、平成25年7月1日以降の利用であっても、6月30日以前に納付いただいた場合は、適用されません。

【該当施設】 記念公園運動施設・各地区体育館・中央地区会館・青少年いこいの家

ご不明な点がございましたら、各施設管理者へお問合せください。



公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

